

# 久喜市地域医療推進協議会条例

平成22年7月13日

条例第246号

(設置)

第1条 本市における地域医療の充実を図ることを目的に、地域完結型医療の確立に向け、市、市民、医療機関等が一体となり地域医療を推進していくため、久喜市地域医療推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市、市民、医療機関等が一体となった地域医療の推進に関する審議を行い、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域医療の充実に関し必要な調査及び審議をすること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 一般社団法人久喜市医師会の医師
- (4) 久喜市歯科医師会の歯科医師
- (5) 久喜白岡薬剤師会の薬剤師
- (6) 埼玉県幸手保健所の職員

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康・子ども未来部健康医療課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日条例第16号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。